

報告第10号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

加東市長 安田正義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第8号	令和2年8月20日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第8号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月20日

加東市長 安田正義

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は、相手方の車両の修理費用及び代車費用の10割を支払う。

3 損害賠償の額 759,952円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和2年6月6日 午後4時30分頃

(2) 事故発生場所 加東市上滝野471番地1

(3) 事故の内容 鬮竜灘を訪れた相手方が、自家用車を駐車し車窓から観光していたところ、座の浜広場横の柳の枝が突然折れ、相手方車両の上部及び左側面を直撃し、破損させた。